



第24回がわの農村「ふるさと景観写真コンテスト」入選作品タイトル「さめき伝い」

4月1日から令和8年度の経営所得安定対策等の申請手続きが始まります。
受付期間 令和8年4月1日(水)～令和8年6月30日(火)

経営所得安定対策等の交付金を受けるためには、交付申請書等を提出する必要があります。
 主食用米だけを作付・販売する農業者でも、ナラシ対策に加入する場合は提出が必要です。

- 提出書類：様式第1号A(交付申請書)、様式第1号B(ゲタ・ナラシ対策の申込)、営農計画書
- 提出先：最寄りの地域農業再生協議会（JA、市町）または中国四国農政局香川県拠点

国の交付金の内容・単価

○畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【対象者】 認定農業者、集落営農※、認定新規就農者

※集落営農：規約の作成、対象作物の共同販売経理のほか、市町が将来の農業経営の法人化や地域の農地利用集積について確実と認めることが必要

【対象作物】 小麦、二条大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね

数量払：生産量と品質に応じて交付

交付単価は課税事業者向けと免税事業者向けに分かれており、令和8年度から交付単価が改定されています。作物ごとの交付単価は、お問い合わせください。

面積払：当年産の作付面積に基づき、数量払の先払いとして交付

交付単価：20,000円/10a（そば：13,000円/10a）

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）★「収入保険制度」との重複加入はできません。

【対象者】 認定農業者、集落営農※、認定新規就農者

米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。積立金は掛け捨てではありません。

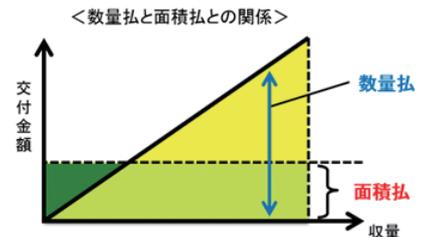
○水田活用の直接支払交付金

【対象者】 水田（交付対象水田）で、販売目的で麦、大豆、飼料作物等の作物を生産する農業者

- ※1 子実用とうもろこし（飼料用）を含む。
- ※2 飼料用米（SGS用を含む）の取組のうち、**一般品種は標準単価65,000円/10a（数量払55,000～75,000円/10a）**

戦略作物助成

対象作物（基幹作のみ）	交付単価（10a当たり）
麦・大豆・飼料作物※1	35,000円
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米・米粉用米	収量に応じ55,000～105,000円※2



●地域の基準単収を大きく下回る場合（理由書提出の際）の留意点

相当程度単収が低く、理由書の提出が必要となった場合には、地域農業再生協議会長や農業共済組合長などの**被害状況を確認した証明書類**及び**被害状況や生育不良が明確に確認できる写真**（撮影日、対象地番等が確認できるもの）による状況確認が必要です。

収量低下が心配される場合は、**必ずほ場の写真を撮り、すぐに地域農業再生協議会に連絡**してください。

【お問い合わせ先〈経営所得安定対策関係〉】

中国四国農政局 香川県拠点 地方参事官室（経営所得安定対策担当）

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎南館5階 電話：087-883-6500

0120-38-3786

受付時間

（平日）9:00～17:00

令和8年度産地交付金の内容・単価

- ・水田を活用した作物の生産性向上などの取組みを支援します。
- ・国から配分された交付金の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

県の活用方法の見直し内容と具体的な使途

- 輸出用米、加工用米等の作付面積に対する助成は、主食用米の価格上昇を踏まえ、実需者との繋がりを維持するために単価を引き上げます。
- 麦の作付面積に対する助成は、麦の品質と生産性向上を図るため、品質・生産性向上の取組を基本要件として、単価を引き上げます。
- 採種麦の作付面積に対する助成は、一般栽培に比べて労力がかかる採種麦の生産を支援するため、単価を引き上げます。

※担い手：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

内容 〈いずれも、販売目的で作付けすることが要件〉		担い手要件※	作 期	予定交付単価 (10a当たり)
多様な水稲の生産拡大	新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲）の作付面積に対して助成	○	基幹作	11,000円
	新市場開拓用米（輸出用米）の作付面積に対して助成	—	基幹作	30,000円
	加工用米の作付面積に対して助成 ※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上に取り組むことが必要	— —	基幹作 二毛作	20,000円
麦・大豆の生産振興	麦類の作付面積に対して助成 ※赤かび病防除など、品質・生産性向上に取り組むことが必要	○	基幹作	4,000円
		○	二毛作	16,000円
	採種麦農業者の種子用麦の作付面積に対して助成 ※担い手含む	—	基幹作	7,000円
		—	二毛作	17,000円
大豆の作付面積に対して助成	○	基幹作	9,000円	
	○	二毛作		
地域に応じた取組みの推進	地域の実情に応じた重点園芸品目（野菜）の生産拡大など、地域の主体的な取組を支援 ※詳細は各地域協議会にご確認ください。	地域協議会毎に設定		
	そば、なたねの作付面積に対して助成 ※排水対策の実施が必要	—	基幹作	20,000円
	新市場開拓用米の作付面積に対して助成 ※コメ新市場開拓等促進事業に採択された方は対象外	—	基幹作	20,000円
	新市場開拓用米の複数年契約の作付面積に対し加算 ※コメ新市場開拓等促進事業に採択された方が対象	—	基幹作	10,000円
	地力増進作物の作付面積に対して助成 ※水稲作付減少面積と地力増進作物増加面積のどちらか少ない方が対象（令和7年度以前からの農業共済への加入が必要）	—	基幹作	20,000円
	耕畜連携の資源循環の取組面積に対して助成 ※資源循環の取組：飼料作物を生産する水田への家畜由来のたい肥の散布 ※対象となる作物が定められています。	—	基幹作	12,000円

○その他、詳細な要件については、別途ご確認ください。

地域の農地を守り、地域農業を守っていくために

令和7年3月に、県内の188地区で地域計画が策定されました。

地域計画は、策定して終わりではなく、話し合いを継続して行い、毎年見直しを重ねていく中で、目指すべき将来の地域の姿に近づけていくことが大切です。

こんなときは…地域計画で協議しよう！

農地を貸したい人



農地を相続して
管理責任が生じた
けどどうしよう…

体力的に、今の
農地の規模を耕
作していくのは
難しい…



- ・地域の農業委員や農地利用最適化推進委員に相談
- ・地域の皆さんで相談
- ・農地機構に情報提供

農地を借りたい人

農地を借りて
経営規模を拡
大したい！



農業を始めたいの
で、農地を貸して
もらえないかな。



地域の農地の
最適利用へ

農地の貸借は、「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止され、「地域計画（目標地図）」に基づく「農地中間管理事業（農地機構を介した農地貸借）」に統合※1されました。

※ このほか、農地法第3条に基づく貸借の手続きがあります。

令和7年3月までの農地貸借

農地機構による 貸借

農地所有者（出し手）

農地機構

担い手（受け手）

相対による 貸借

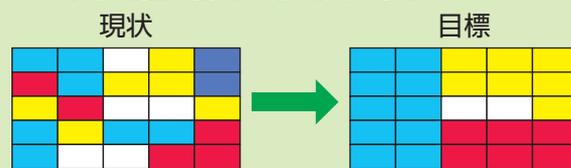
廃止※2
機構による
貸借へ
移行

※2 既に利用権設定がされている契約（相対）については、契約期間満了日まで有効

移行

地域計画に基づく農地貸借※1

（地域計画）地域で話し合い、将来、農地を利用する農業を担う者を**目標地図**に示す



目標地図に基づき、
農地機構による貸借を実施

農地所有者（出し手）

農地機構

担い手（受け手）



○利用権設定事業（相対）で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画（目標地図）」に掲載されている場合は、引き続き同様に農地機構を活用した貸借に移行することができます。（掲載がない場合でも、地域計画（目標地図）を変更すれば貸借の移行ができます。）

【お問い合わせ先】

- ・地域計画や目標地図関係の問い合わせ → お住いの各市町農業主務課、農業委員会
- ・貸借手続きに関する問い合わせ → (公財)香川県農地機構 TEL: 087-816-3955
- ・香川県農政水産部農業経営課農地マネジメント推進室 農地マネジメントグループ TEL: 087-832-3408

令和8年度「みどり認定」の認定希望者を募集!

「みどり認定」とは?

- 「みどりの食料システム法」に基づいて令和5年度からスタートした、**環境にやさしい農業に取り組む生産者を、香川県が認定する制度**です。
- 個人でも、部会などグループでも認定を受けることが可能です。



認定者への支援・メリット

- 国の補助金などの**採択で優遇**される場合があります!

例) **農地利用効率化等支援事業**:

環境に配慮した営農に必要な機械・施設に**最大300万円!**

- 令和9年度からの次期「環境保全型農業直接支払交付金」では、**「みどり認定」の取得が要件**になります!

みどり認定優先枠等で機械や施設の導入時に優遇!



「香川県みどり認定マーク」で農産物の「見える化」が可能に!

認定を受けるための要件

- 環境にやさしい農業の取組の**実施計画（環境負荷低減事業活動実施計画）**を作成・申請していただきます。

取組例 下記3つのうち、いずれか1つの取組で申請可能です!



土づくり実施、減農薬・減化学肥料



ヒートポンプ導入など温室効果ガスの削減



生分解性マルチの使用などプラスチックの排出量抑制

※化学農薬・肥料は、一定以上の低減が必要です。その他、詳しい基準はお問い合わせください。

- 認定の対象となる取組で**5年後の目標**を立て、その達成に向けて取り組んでいただきます。
- 取り組む方の**経営規模の下限はありません**。
- 個人でも、グループでも申請可能**です!

申請方法（計画作成～申請の流れ）

- 申請者による**事前相談**（住所地を管轄する農業改良普及センター・市町へ）



- 申請者による**実施計画の作成**

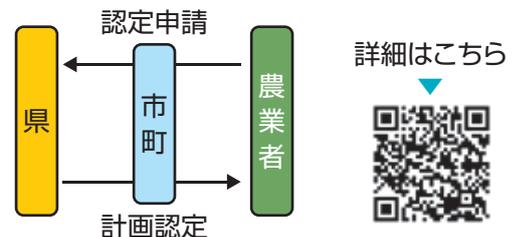


- 実施計画をお住まいの**市町（農林水産関係主務課）へ申請**

【申請期限】

①上半期：9月上旬頃 ②下半期：2月上旬頃

※詳細な日程は、県ホームページでお知らせします。



本制度に関するお問い合わせ先

- 香川県農政課
- 東讃農業改良普及センター
- 小豆農業改良普及センター
- 中讃農業改良普及センター
- 西讃農業改良普及センター

TEL:087-832-3395
TEL:0879-42-0190
TEL:0879-75-0145
TEL:0877-62-1022
TEL:0875-62-3075

**まずはお気軽に
ご相談ください!**

内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 総合対策部 総合対策課 TEL:087-825-2503
香川県農業協同組合 営農部 農産課 TEL:087-818-4104
香川県 農政水産部 農業生産流通課 TEL:087-832-3418
香川県農業再生協議会ホームページ <https://www.saiseikyo-kagawa.jp>